

富士・愛鷹山麓地域環境管理計画



富士市富士・愛鷹山麓地域の 森林機能の保全に関する条例

富士・愛鷹山麓地域環境管理計画

計画の概要

本計画は、富士市がまちづくりを進めるなかで、富士・愛鷹山麓地域の「自然環境の保全と創造」「自然の節度ある利用」「富士・愛鷹自然風景の保全」を図っていくための総合的な環境管理の在り方を定めた長期計画です。

1. 計画の基本理念

- (1) 自然環境の保全と創造
- (2) 自然の節度ある利用
- (3) 富士・愛鷹自然風景の保全

2. 計画の性格

富士市が長期計画として推進している「富士市総合計画」「富士市環境基本計画」「緑の基本計画」「国土利用計画（富士市計画）」の理念や精神を有する実施計画です。

3. 計画の調整

計画の具体化にあたっては、市民の皆様、事業者の皆様、市が一体となり、効果的な推進を図るとともに、国、静岡県及び関係市町とも連携し、富士・愛鷹山麓地域全体の環境保全に配慮していきます。

4. 計画の対象地域

主要地方道富士富士宮由比線と東名高速道路を結んだ北側の都市計画区域です。

5. 計画の期間

自然環境の保全と創造：

計画期間を特定しないで必要に応じて見直していきます。

自然の節度ある利用：

令和3年度から10年間を目途とします。



目指す環境像及び保全と創造のための指針

富士・愛鷹山麓の豊かな自然、美しい風景の中で、市民が安全で快適なより質の高い生活を享受できる環境のあるべき姿を『自然・風景と人間との共生』としています。このあるべき姿を構築するために、環境因子ごとの「目指す環境像」及び「保全と創造のための指針」を示します。

環境因子	目指す環境像	保全と創造のための指針
大 気	さわやかできれいな空気が確保されていること。	森林がもつ自然の浄化機能が十分に発揮できるよう、自然林の保全と創造、経済林の適正な維持管理を推進していきます。
風 景	富士・愛鷹自然風景が損なわれることなく、そのままの姿で保たれていること。	日本人の心のふるさととして、今ある自然風景を適正に保全していきます。
自然林	地域のみどり、自然とのふれあいの場として、身近に存在していること。	自然林や二次林を適正に保全し、自然林の創造を図ります。
経済林	富士・愛鷹山麓の風景と調和のとれた美しい森林として存在していること。	市有林・私有林の健全な森林施業を推進し、経済林の保護育成を図ります。
動植物	豊かな自然環境が保たれ、多くの動植物が生息していること。	森林の生態系を豊かにし、動植物の生息環境の向上を図ります。
地下水	清らかで豊富な地下水が十分確保されていること。	水源かん養機能の向上と産業活動による地下水汚染の防止を図ります。
土 壌	汚染のない土壌が確保されていること。	汚染物質の適正管理と排出防止及び土地利用事業に対する環境管理体制を確立し、土壌の保全を図ります。
土地利用	重度開発に伴う森林機能の低下防止のため、必要最小限の利用であること。	

計画の基本理念

自然環境の保全と創造

富士・愛鷹山麓の自然環境は、富士市の発展に欠くことのできない貴重な自然であり、同時に、次代へ継承していかなければならないかけがえのない市民共有の財産でもあります。

この基本認識をもとに、富士・愛鷹山麓の自然環境の保全と創造を図っていきます。

自然の節度ある利用

富士・愛鷹山麓地域の自然の利用は、当該地域の自然環境の適正な保全を原点に、それぞれの環境因子の果たす役割を十分認識し、原則として抑制するものとします。

富士・愛鷹自然風景の保全

富士・愛鷹自然風景を構成している山体、形状、及び容姿とその風貌、さらには、森林の植物景観などの装飾的要素や、人間との精神的・文化的かかわりの意義を認識し、将来を生きる富士市民、日本人の心や生活のなかに生き続ける、かけがえのない自然風景として、適正に保全を図っていかなければなりません。

森林の創造面積

自然の節度ある利用では、「森林の公益的機能を保全する措置の枠として換算される植林面積」から「重度開発面積」を差し引いた面積を「森林の創造面積」として、進行管理をしていきます。

「森林の創造面積」は、植林により増加させることを目指し、2030年度には23.2haとすることを目標とします。



富士・愛鷹山麓地域の森林機能を保全しなければならない理由

富士・愛鷹山麓の豊かな森林は、世界に誇る優れた自然景観を形成するとともに、豊富な地下水をかん養し、治山、治水に寄与するなど、多くの公益的な機能を有し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

富士市は、この大切な富士・愛鷹山麓の自然環境を保全しながら、地域の発展、活性化に向けた適正な自然の利用を図るため、「自然環境の保全と創造」、「自然の節度ある利用」、「自然風景の保全」を基本理念とする富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を平成 3 年に策定しました。この計画では、森林伐採を伴う開発の上限を 250ha と定め、自然環境と調和するまちづくりを進めてきました。

しかし、まちづくりの基盤整備や産業活動の拡大などにより、森林伐採を伴う開発が進んだことを踏まえ、計画策定時である平成 3 年からの計画期間における森林の喪失面積を算出したところ、富士・愛鷹山麓地域における開発許容面積を上回っているおそれがあること、また森林の喪失に伴い、洪水ピーク流量（洪水における最大流量）が増加していることが分かりました。

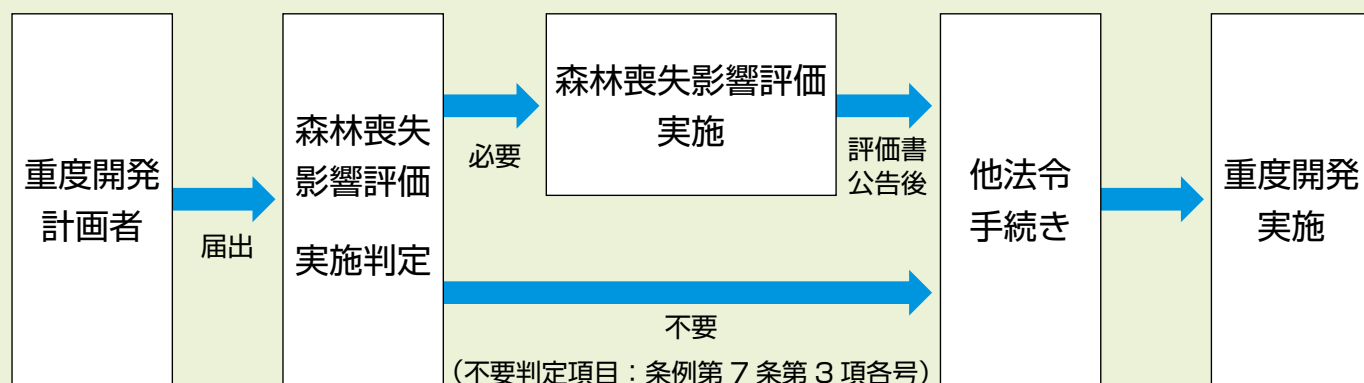
このため、今後は森林伐採を伴う開発の適正化を目指し、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林機能の維持を図っていきます。

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例

富士・愛鷹山麓地域の森林機能を保全するため、森林伐採を伴う開発を行う者がその事業の実施にあたり、あらかじめ森林喪失に係る影響の評価を行うことにより、適正な配慮がなされることを確保し、富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的としています。



開発する者は、森林機能を維持する。(原因者負担原則)



森林の有する公益的機能（森林機能）

生物多様性保全、保健・レクリエーション機能、地球環境保全、快適環境形成機能、土砂災害防止機能／土壌保全機能、文化機能、水源かん養機能、物質生産機能

対象となる事業

富士・愛鷹山麓地域内の森林法第 5 条に規定する地域森林計画に規定された森林（5 条森林（※））の伐採跡地を森林以外に用途を変える事業を対象とします。

※特定の土地が 5 条森林であるかの確認については、『静岡県森林情報共有システム』にてご確認ください。

なお、ご不明な点がございましたら、富士市林政課（代表：0545-51-0123）までお問い合わせください。

静岡県森林情報共有システム <https://fgis.pref.shizuoka.jp/>

手続きの流れ

重度開発を計画する場合は、あらかじめ重度開発届の提出が必要です。この届出の内容から森林機能への影響を判断し、森林喪失影響評価を実施すべきかを判定し通知します。森林喪失影響評価を実施すべき判定を受けた場合は、森林喪失影響評価を実施し、評価書を公告した後、実施不要の判定を受けた場合は速やかに他法令の手続きを行い、重度開発を実施することになります。

森林喪失影響評価

大規模開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、その結果に基づき、環境の保全に配慮した事業を行う制度を環境影響評価制度と言います。

森林喪失影響評価は、環境影響評価の概念に基づき、森林機能への影響に特化したものとなります。

対象事業に係る森林喪失影響評価を適切に行うため、「富士市森林喪失影響評価技術指針（※）」に沿った手続きをお願いします。

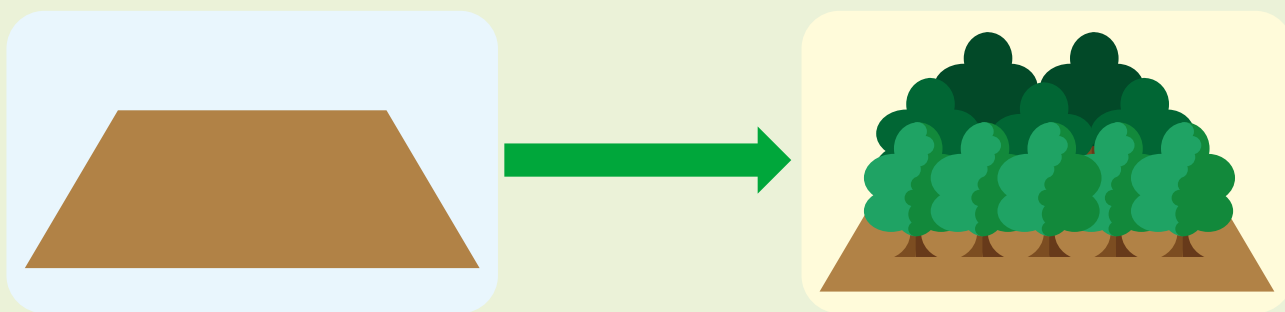
※ 技術指針については、市ウェブサイト等にてご確認ください。

森林喪失影響評価の実施を不要と判定することができる事業 (条例第7条第3項各号)

- (1) 環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施する事業
- (2) 重度開発に伴い必要な規模の保全措置を行う事業
- (3) 重度開発を行う面積が500㎡未満であって、過去5年間、近接する土地において重度開発を伴う事業が行われていない事業
- (4) 国、県又は市が行う安全の確保に資する事業
- (5) その他緊急性が高いと市長が認める事業

保全措置とは？

富士・愛鷹山麓地域内で、重度開発により失われる森林機能を植林により保全する措置であって、樹木が自立的に植生している状態となるよう植林を行うもの又は植林に関する能力及び信用を有する者として市長が規則で定める者が植林を行うものをいいます。この保全措置を実施した事業については、森林喪失影響評価を不要とします。



森林喪失影響評価の実施が必要と判定されたのに、 実施しなかった場合は？

条例に違反する者に対しては、必要な措置を講ずるよう勧告します。
勧告しても従わないとき、または緊急を要するときは、必要な措置をとるべきことを命じます（措置命令）。また、その際には、当該区域に看板等の設置により第三者に対し措置命令の事実を明認できるようにします。命令に従わない場合、その事実を公表します。

問い合わせ先

富士市行政資料登録番号
R2-48

富士市役所 環境部 環境総務課

TEL 0545-55-2901 FAX 0545-51-0522

電子メール ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp